毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和３年６月16日
水　曜　日

第4799号

目　　次

規　　則
○富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則　1
告　　示
○道路の区域変更　3
○道路の供用開始
公　　告
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請　4

規　　則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和３年６月16日

富山県知事　新　田　八　朗

富山県規則第39号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第３項第３号を削る。

様式第29号中「家族の連絡先」を「家族等の連絡先」に、

「(9)　精神作用物質の乱用、依存等（アルコール・覚せい剤・有機溶剤・その他（　　））」を

「(9)　精神作用物質の乱用、依存等（アルコール・覚醒剤・有機溶剤・その他（　　））」に改め、同様式備考３中「こと」の次に「（申請者の申出により、知事が、宗教上又は

医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。）」を加える。

様式第34号中「個人番号手帳番号」を「生年月日個人番号手帳番号」に改め、同様式備考２を同様式備考３とし、同様式備考１を同様式備考２とし、同様式に備考１として次のように加える。

１　氏名及び生年月日又は住所が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものを提示する場合は、「個人番号」欄の記載を省略することができます。

⑴　個人番号カード、運転免許証若しくは運転経歴証明書（交付年月日が平成24年４月１日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

⑵　⑴に掲げるもののほか、写真の表示等によつて当該申請者が本人であることを確認することができるものとして知事が適当と認めるもの

⑶　医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を張り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。）、組合員証若しくは加入者証（組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。）、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は知事が適当と認めるもののうち２以上の書類

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年７月１日から施行する。ただし、様式第29号及び様式第34号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第12条第３項第３号の規定は、令和３年６月分までの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第31条第１項の規定により徴収する費用の額の算定については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方

税法」とする。

３　旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（健康対策室）

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

告　　示

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第303号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において６月16日から１箇月間一般の縦覧に供する。

令和３年６月16日

富山県知事　新　田　八　朗

道路の種類及び路線名	区　間	変更前後別	記号	敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所
主要地方道 魚津生地入善線	魚津市経田西町字坂ノ下 678番２から 黒部市石田1131番２地先まで	変更前	A	最大　33.5 最小　5.5	1,581.0	新川土木センター
	魚津市経田西町字坂ノ下 678番２から 黒部市石田1131番２地先まで	変更後	A	最大　33.5 最小　5.5	1,581.0	
	魚津市東町2192番から 黒部市石田1114番まで		B	最大　45.8 最小　13.0	523.0	

富山県告示第304号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条

第２項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において６月16日から１箇月間一般の縦覧に供する。

令和３年６月16日

富山県知事　新　田　八　朗

道路の種類及び路線名	区　間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 三箇吉島線	魚津市黒谷字脇坂 779番３から 魚津市黒谷字脇坂 765番４まで	令和３年６月16日	新川土木センター

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

公　告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により次のとおり公告する。

令和３年６月16日

富山県知事　新　田　八　朗

１　申請のあった年月日

令和３年６月３日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際医療留学生基金

３　代表者の氏名

長井　弘仁

４　主たる事務所の所在地

富山県富山市西田地方町三丁目８番29号PLAZA磯部 205号

５　定款に記載された目的

この法人は、経済的理由により学業の困難な者に対し、奨学奨励等に関する事業を行い、人財の育成及び外国との友好親善に寄与することを目的とするほか、

わが国及び開発途上国の奨学奨励団体や各種教育活動団体に支援を行い、当該国の社会教育の振興と発展、貧困の削減に寄与することを目的とする。

令和３年６月16日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番